

さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針の経過措置

経過措置の内容

- ① 指針 7 (2) 二 認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置
- ② 指針 8 (5) に示す業務継続計画の策定
- ③ 指針 8 (7) に示す感染症に対する措置
- ④ 指針 9 (4) 口からホに示す虐待の防止のための対策を検討する
委員会の開催等

● 令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務だったものが

令和 6 年 4 月 1 日より実施義務化されます！

経過措置の内容（１）

① 認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置

指針 7 職員の配置、研修及び衛生管理等

(2) 職員の研修（※新規採用職員は採用後1年間の猶予）

二 介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）**に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。**

② 業務継続計画の策定

8 有料老人ホーム事業の運営

(5) 業務継続計画の策定等

イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

ロ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

ハ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

経過措置の内容（２）

③ 感染症に対する措置

指針 8 有料老人ホーム事業の運営

(7) 衛生管理等 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）
をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。

ロ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ハ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

● 非常事態への対応内容一覧 ※これらの計画の策定や訓練の実施にあたっては、併せて実施していただいて差し支えありません。

内容	目的	策定媒体	訓練	研修	委員会
業務継続	感染症、非常時における入居者への処遇確保と早期の業務再開	計画書 <u>(国ガイドライン要参照)</u>	定期的な実施 <u>(机上訓練可。ただし、実地訓練との組み合わせが適切)</u>	定期的 に実施	任意
非常災害	風水害、地震等の災害 に対処	計画書	定期的な実施 <u>(地域住民との連携に努めること)</u>	定期的 に実施	任意
感染症	感染症の予防及びまん延の防止	指針	定期的な実施	定期的 に実施	おおむね6カ月に1回 <u>(結果を職員に周知すること)</u>

経過措置の内容（3）

④虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等

指針9 サービス等

(4)ロ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

ハ 虐待の防止のための指針を整備すること。

ニ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

ヘ その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

●虐待関係への対応内容一覧

内容	目的	(ロ) 委員会	(ハ) 策定媒体	(ニ) 研修	(ホ) 担当者
虐待防止	高齢者虐待を防止することにより、高齢者の権利利益の擁護する	定期的開催 <u>（結果を職員に周知すること）</u>	指針	定期的実施	(ロ)～(ニ)を適切に実施するための担当者を設けること
身体拘束廃止	高齢者の人権擁護のほか、QOLの維持を図る	3月に1回以上 <u>（結果を職員に周知すること）</u>	指針	定期的実施	—